Yes JIN WON 李 鎭 遠

学位の種類 博士(法学)

学位記番号 法博第27号

学位授与年月日 平成6年11月16日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

研究科 • 専攻 東北大学大学院法学研究科

(博士課程後期3年の課程)政治学専攻

学位論 文題目 明治地方自治制度の制定過程

論文審查委員 (主查)

教 授 関 口 栄 一 助教授 牧 原 出

論文内容の要旨

本論文は明治地方自治制度の制定過程の様々な段階で多様な意見が存在したことに着目し、その意見対立の内容とその意味を、大森鍾一文書、中山寛六郎文書の分析によって明らかにすることを通じて、明治地方制度の性格を解明することを目的としている。論文はまず、以上のような問題設定について述べたのち、前史としての地方三新法期における制度制定者の関心の焦点を明らかにし(序論)、ついで、村田保案を起点とする町村法調査委員会における審議(第1章)、アルバート・モッセの意見に始まり、地方制度編纂委員会を経て元老院に至る市制町村制審議(第2章)と郡制府県制審議(第3章)、そして、成立した制度の内容と性格(第4章)、について順次検討を加え、最後に、一連の検討を通じて得られた一応の結論として、明治地方自治制度が様々な論点に関する多様な意見の対立を背景として成立し、単純に〈国家本位的〉、〈中央集権的〉あるいは〈非民主的〉、さらには〈プロイセンの制度の模倣〉というような通念的理解では把握しきれない性格をもつことを指摘する(結論)。

論文審査結果の要旨

明治地方自治制度に関する従来の研究は、成立した制度の性格を直接に問題にするものが多く、

制定過程を原史料によって解明しようとするものも多くは上記のような通念的理解に支配され、それに疑問を呈するものも制定過程の包括的な解明には及ばなかった。このような状況の中で、本論文が制定過程における意見対立の存在に着目し、その過程の全容を原史料の詳細な分析によって解明しようとしたことは、研究史的に大きな意義をもつといえる。もちろん、このような企てを短期間に独力で、しかも外国人研究者が成しとげることは困難であり、本論文も意見対立の政治的思想的背景の解明に充分踏みこんでいるとはいえず、また、通念的な理解に代わる新たな理解の枠組を明確に呈示しえているともいい難い。しかし、本論文の分析視角はこの分野の今後の研究に大きな示唆を与えるものであり、また、意見対立の様々な様相を明らかにしたこと自体が少なからぬ学問的貢献である。

以上の点において、本論文は博士(法学)の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。